

事 務 連 絡

平成 26 年 1 月 15 日

9 ブロック、各都道府県支部事務局 各位

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 宗像 豊巳

(公印省略)

旅費支給における宿泊付き旅行パック料金の精算について（通知）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、全軟連では、会議、講習会等へのご出席、大会への役員としての派遣などで、旅費を支給する場合の宿泊については、各事業により、負担の範囲を決められており、宿泊費が支給対象外の場合の宿泊代は、個人または支部で負担頂くこととなります。

そこで、宿泊付き旅行パックで手配される際の旅費支給については、どう精算するか、という事になりますが、パック料金の場合、航空券・特急券代と宿泊代が明確に分かれていないことが多く、従来精算方法は規定しておりませんでした。

しかし、宿泊付きの旅行パックは、大変安価に設定されている事が多く、宿泊を別にとると、支部などの負担が大きくなる事が予想されるため、今年度より、宿泊費が支給対象外の場合の宿泊付き旅行パック料金については、宿泊費相当額を 5,000 円とみなし、パック料金より 5,000 円を差し引き、残額を交通費として支給します。

但し、その場合、パック料金が通常の往復料金を上限額としている事を前提とします。

なお、この件については事務作業効率を優先し、規程の改訂は 2 月 4 日の理事会にて正式に決定し、理事会以降から実施することといたします。

下記の例をお読み頂き、ご理解下さいますようお願いいたします。

以上

【基本】

宿泊費が支給対象とならない会議等への参加の場合で、航空券・特急券を宿泊付きパック 40,000 円で取得した場合、交通費支給額は 35,000 円となります。

【パック料金が、往復旅費(航空機・特急料金)を上回っている場合】

通常の往復旅費 40,000 円のところ、宿泊パックで 50,000 円のパックを手配した場合、交通費支給額は 40,000 円になります。

■宿泊付き旅行パックで手配された場合、列車利用の場合でも、明細書をご提出頂きます。(旅行日程、宿泊日などの詳細が記載されているもの)